

令和4年12月2日

土木部河川公園課

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

以下の児童遊園を新設するため。

- (1) 名称 大島二丁目児童遊園
所在地 大島二丁目2番19号
面積 156.05㎡
- (2) 名称 北砂一丁目第三児童遊園
所在地 北砂一丁目4番33号
面積 110.02㎡

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和5年3月1日

案内図

(1) 大島二丁目児童遊園



(2) 北砂一丁目第三児童遊園



江東区立児童遊園条例 新旧対照表

現 行	改正案																												
本則 (略) 別表 (第 2 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>同 黎明児童 遊園</td><td>同 大島一丁 目 3 4 番 1 9 号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>同 北砂一丁 目第二児童遊園</td><td>同 北砂一丁 目 3 番 1 7 号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		同 黎明児童 遊園	同 大島一丁 目 3 4 番 1 9 号	(略)		同 北砂一丁 目第二児童遊園	同 北砂一丁 目 3 番 1 7 号	(略)		本則 (略) 別表 (第 2 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>同 黎明児童 遊園</td><td>同 大島一丁 目 3 4 番 1 9 号</td></tr> <tr> <td><u>同 大島二丁 目児童遊園</u></td><td><u>同 大島二丁 目 2 番 1 9 号</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>同 北砂一丁 目第二児童遊園</td><td>同 北砂一丁 目 3 番 1 7 号</td></tr> <tr> <td><u>同 北砂一丁 目第三児童遊園</u></td><td><u>同 北砂一丁 目 4 番 3 3 号</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> 附 則 この条例は、令和 5 年 3 月 1 日から 施行する。	名称	位置	(略)		同 黎明児童 遊園	同 大島一丁 目 3 4 番 1 9 号	<u>同 大島二丁 目児童遊園</u>	<u>同 大島二丁 目 2 番 1 9 号</u>	(略)		同 北砂一丁 目第二児童遊園	同 北砂一丁 目 3 番 1 7 号	<u>同 北砂一丁 目第三児童遊園</u>	<u>同 北砂一丁 目 4 番 3 3 号</u>	(略)	
名称	位置																												
(略)																													
同 黎明児童 遊園	同 大島一丁 目 3 4 番 1 9 号																												
(略)																													
同 北砂一丁 目第二児童遊園	同 北砂一丁 目 3 番 1 7 号																												
(略)																													
名称	位置																												
(略)																													
同 黎明児童 遊園	同 大島一丁 目 3 4 番 1 9 号																												
<u>同 大島二丁 目児童遊園</u>	<u>同 大島二丁 目 2 番 1 9 号</u>																												
(略)																													
同 北砂一丁 目第二児童遊園	同 北砂一丁 目 3 番 1 7 号																												
<u>同 北砂一丁 目第三児童遊園</u>	<u>同 北砂一丁 目 4 番 3 3 号</u>																												
(略)																													